

質疑・回答書

告示番号		第36号	件 名	平成26年度寺内配水池耐震補強工事
No	質疑事項			回 答
1	当寺内配水池への大型車両の搬出入ルートを図示にて、御教示下さい。			別紙1に示すルートが、搬入し易いかと思いますが、最終的には受注者側でルートを選定してください。
2	工事用水は、無償にて貸与頂けますでしょうか。			無償で貸与はしません。
3	仮設電気設備及び電力は、無償にて貸与頂けますでしょうか。			仮設電気設備を必要とする工事はないと考えていますので、貸与対象とはしません。
4	今回、当初に施工する3号池の貯留用水は、全て排出された状態にあり、着工出来る状態と考えてよろしいでしょうか。また、貯留用水が満たされている状態でしたら、工事着手はいつからをお考えでしょうか。			8月下旬に水抜き、9月着工(万能板設置、配管等は地元調整後着工可)を考えています。なお、監督職員との協議により着工時期の多少の変更は考慮します。
5	特記仕様書P.12 (9)施工時期順序に、配水池1～4号の施工時期が明記されていますが、緊急遮断弁の移設復旧工、応急給水設備、敷地内外の配管工事の施工時期に指定はないのでしょうか。			指定しています。特記仕様書、設計図に概ね記載していますが、詳細については、受注後、監督職員に確認してください。
6	新設壁設置工の「あと施工アンカー工」施工で、コンクリート構造物の著しい劣化により施工が難しいと判断された場合は設計変更して頂けるものと考えてよろしいでしょうか			平成23年度に実施した劣化調査結果から、現状設計の考え方で必要引張力は十分確保できると考えておりますが、それでも引抜け等の恐れがある場合は、定着長の変更等を行うとともに、それに係る数量については変更対象とします。
7	鉄筋探査工が、共通仮設費積上げにて計上されておられません。設計変更と考えてよろしいでしょうか。			過去の劣化調査結果と既存図面により、鉄筋位置を把握できることから、鉄筋探査工の実施は考えていません。
8	換気設備工(粉塵対策費)が設計書に計上されておられません。設計変更と考えてよろしいでしょうか。			共通仮設費に含まれているため、変更対象とはしません。
9	工事期間中に発生する汚濁用水及び洗浄用水は、沈殿処理・PH管理を行えば、敷地内側溝に排出処理できるものと考えてよろしいでしょうか。			工事により発生する排水は汚水となるため、汚濁の程度にもよりますが、沈殿処理、PH管理を行い、下水道への排除基準を満たした上で、公共下水道に排水してください。なお、工事用排水届出の手続きが必要な場合があります。
10	地元協議は済んでいるものと考えてよろしいでしょうか。			一部、調整等は行っていますが、具体的な工事説明等は受注者の施工計画を反映させた上で行う予定です。

11	φ 800工区 Bルートは、市道部の開削による施工となっていますが、通行止めによる施工は可能でしょうか。御教示下さい。	片側通行にて施工を考えていますが、警察の許可を得たのであれば、通行止めでの施工でも構いません。最終的には、監督職員とも協議の上、決めてください。
12	不断水立坑工施工箇所にある上空架空線は移設していただけるのでしょうか。御教示下さい。	設計段階で、上空架空線の移設は必要ないことを確認していますので、現状移設は考えていません。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp